

# 帯広市文化賞文化奨励賞等規則

昭和 50 年 6 月 2 日  
教育委員会規則第 16 号

(目的)

第 1 条 この規則は、帯広市の文化の向上発展のため、優秀な文化活動を顕彰し、もって帯広市の文化の普及振興を図ることを目的とする。

(文化賞)

第 2 条 帯広市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、芸術、科学、教育その他の文化の向上発展に特に功労が顕著であると認められる個人又は団体に対し、帯広市文化賞(以下「文化賞」という。)を贈って表彰する。

(文化奨励賞)

第 3 条 教育委員会は、芸術、科学、教育その他の文化の向上推進に真しな活動又は研究を続けているもの及び文化的技能が特に優秀と認められる個人又は団体に対し、帯広市文化奨励賞(以下「文化奨励賞」という。)を贈って表彰する。

(文化活動功労賞)

第 4 条 教育委員会は、芸術、科学、教育その他の文化の向上推進に、長年にわたりひたむきな努力を続け、その活動と功績が顕著と認められる個人又は団体に対し、帯広市文化活動功労賞(以下「文化活動功労賞」という。)を贈って表彰する。

(顕彰)

第 5 条 文化賞、文化奨励賞又は文化活動功労賞は、賞状及び副賞とする。

2 文化賞、文化奨励賞又は文化活動功労賞の被顕彰者が受賞前に死亡した場合には、賞状及び副賞は、これを遺族に授与する。

(受賞候補者の推薦)

第 6 条 文化賞、文化奨励賞又は文化活動功労賞の受賞候補者を推薦しようとする者は、帯広市文化賞文化奨励賞等候補推薦書(別記様式第 1 号)により毎年 8 月 1 日から 8 月 31 日までに教育委員会に推薦するものとする。

(受賞者の決定)

第 7 条 受賞者の決定は、選考委員会を設け、その答申に基づき教育委員会が行う。

(顕彰期日)

第 8 条 文化賞、文化奨励賞又は文化活動功労賞の顕彰は、毎年 11 月 3 日の文化の日に行う。ただし、特別の事情あるときは、変更することができる。

(委任規定)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 56 年 7 月 1 日教委規則第 9 号)

この規則は、昭和 56 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 29 日教委規則第 14 号)

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 26 日教委規則第 12 号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 4 月 24 日教委規則第 2 号)

この規則は、平成 31 年 5 月 1 日から施行する。